第2節 航空機の安全な運航の確保

1 航空従事者の技量の充実等

定年退職者の増加により、今後も長期的には、 航空運送事業における航空機操縦士の必要数の増加が見込まれるため、独立行政法人航空大学校において、航空会社の主力となる操縦要員を育成し、その安定的な確保を図るとともに、航空運送事業者の行う自社養成についても、十分な指導を行い、操縦要員の質を確保する。

航空機乗組員の身体検査を行う国土交通大臣が 指定する医師、医療機関等に対して、講習会等を 通じ判定基準の統一的な運用を指導するととも に、航空運送事業者に対して航空機乗組員の日常 の健康管理を十分に行うよう指導する。また、航 空従事者等に関する情報を周知徹底するととも に、安全意識の高揚を図るよう航空運送事業者を 指導する。

防衛庁は、自衛隊の使用する航空機に乗り組ん で運航に従事する者の教育訓練の充実を図るた め、フライトシミュレーターの整備等を進める。

2 航空保安職員の教育の充実

次世代の航空保安業務を見据えた研修体制を構築するため,航空保安大学校本校(東京都大田区)を大阪国際空港敷地内に移転することとしており,そのための設計を平成14年度も引き続き進める。また,岩沼分校については,14年度に岩沼研修センターに改組し,航空保安業務に従事する者に航空保安システムの高度化に対応した必要な専門的知識及び高度な技能を修得させるための研修機関として,対内外的動向を把握しつつ航空保安の現場ニーズに即応した研修体制の充実・強化を図る。

3 航空運送事業者等に対する指導・監督の実施, 航空安全確保体制の強化による需給調整規制廃止後の安全確保の推進

需給調整規制廃止に伴い、航空運送事業者等の運航・整備体制の審査を充実するため、その審査体制の強化を図る。特に、平成13年5月の小型飛行機とヘリコプターが空中衝突した事故の発生等を受け、小型航空機を使用する事業者に対する監視を強化する観点から、14年度から、航空機使用事業者に対する監視を強化する。

4 大型航空機の安全確保に関する対策の強化

近年の航空機のハイテク化に伴うヒューマンファクター問題,衛星を利用した新たな運航方式等に適切に対応するために必要な対策を推進するとともに,大型航空機を運航する航空運送事業者に,法令及び関係規程の遵守,教育訓練の徹底,安全運航に資する装置の装備について周知徹底を図る。

5 小型航空機等の事故防止に関する指導等の強 化

小型航空機の事故を防止するため、法令及び関係規程の遵守、小型航空機の運航者に対する教育訓練の徹底、的確な気象状況の把握等について指導を強化する。また、近年普及してきたレジャー航空については、関係団体を通じ事故防止の指導を行う。

6 外国航空機の安全の確保

我が国に乗り入れている外国航空機に対する立 入検査(ランプ・インスペクション)を実施し、 外国航空機の安全性を確認するとともに、問題点 が発見された場合には、当該航空機の所属する外 国政府に通知する等所要の措置をとる。

また, 国際的な航空輸送における安全性の向上

を図るために、国際民間航空機関(ICAO)が推進している安全監視プログラムに積極的に参画し、専門的知見を有する者を安全監視活動に参加させる。

7 航空機の運航安全システムの充実

航空機の運航回数の増加に対応して一層の安全 を図るため、機能強化型対地接近警報装置等の装 備の義務化について検討する。

8 危険物輸送の安全基準の整備

危険物の輸送量の増加及び輸送物質の多様化に 対応すべく、ICAO及び国際原子力機関(IAEA) における危険物輸送に関する安全基準の整備強化 についての検討に積極的に参画し、所要の基準の 整備を図る。

また, 航空運送事業者等については, 危険物輸送に関する安全基準の厳守及び危険物輸送従事者に対する社内教育訓練の徹底を指導する。

9 航空事故原因究明体制の強化等

航空事故及び重大インシデント(結果的には事故に至らないものの、事故が発生するおそれがあると認められる事態)の原因究明の調査を迅速かつ適確に行い、航空事故の防止に寄与するため、調査要員の研修の充実を図るとともに、各種調査用機器の整備の推進に努める。

また,重大インシデント以外の安全運航に影響 を及ぼすおそれがあった事態に関しても情報を収 集・分析し、安全施策への反映に努める。

10 航空交通に関する気象情報等の充実

(1) 気象情報等の充実

航空交通に影響を及ぼす自然現象を的確に把握 し、飛行場予報・警報、空域を対象とする気象情 報、航空路火山灰情報等の航空気象情報の適時・ 適切な発表及び関係機関への迅速な伝達に努める とともに、情報の提供体制の充実を図る。

防衛庁は、自衛隊の使用する航空機等の運航等に係る各種気象情報の充実及びその適時・適切な提供に努めるとともに、その能力の維持・向上を図るため、必要な観測器材等の整備、換装等を進め、航空交通の安全に努める。

(2) 運航情報等の充実

運航情報(飛行場及び航空保安施設の運用状況,航空機の飛行に影響を及ぼすおそれがある事項等航空機乗組員に対して提供する航空機の運航のための必要な情報),空港情報(使用滑走路,進入方式,気象情報等),飛行中の航空機から報告があった情報等を体系的に整理・蓄積したデータベース等を利用して,運航者及び関係機関に対して航空機の運航に必要な情報を提供する。

11 スカイレジャーに係る安全対策の推進

超軽量動力機,パラグライダー,スカイダイビング,滑空機,熱気球等のスカイレジャーの愛好者が今後も更に増加することが予想されるため,(財)日本航空協会,関係スポーツ団体等の関係団体を通じた安全教育の充実,航空安全に係る情報公開,「スカイレジャー・ジャパン」等のイベントの機会等を活用して,スカイレジャーに係る安全対策の充実・強化を図る。

第3節 航空機の安全性の確保

1 航空機,装備品等の安全性を確保するための 技術基準等の整備

航空機の安全性の向上を図るため、航空機の運 航により蓄積された経験、新しい技術の開発動向 等を踏まえ、必要な技術基準の整備を進める。こ のため、国際民間航空機関(ICAO)等における 国際的な基準策定作業に積極的に参画して我が国 の立場からの意見を国際標準に反映させるととも に、諸外国における技術開発状況の把握に努め